

郡山市立郡山第一中学校 いじめ防止基本方針

郡山市立郡山第一中学校

【本方針の目的】

郡山市立郡山第一中学校いじめ防止基本方針は、いじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、生徒の尊厳を保持するため、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策に関し、基本理念を定め、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。（いじめ防止対策推進法第一条から）

【いじめの定義】

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第二条から ※法記載「児童等」を「生徒」に変換）

1 いじめ防止対策に関する基本理念

- (1) いじめは、どの子にも、どの学校、どの場所でも起こり得るものであるとともに、気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくいものであるため、常に生徒の小さな変化を見逃さない感性をもつよう努める。
- (2) いじめは、重大な人権侵害であり、人として決して許されない行為であるとともに、その態様により、暴行、恐喝、強要等の犯罪行為にもなり得るものであるという共通認識の下、いじめを「しない・させない・許さない」という姿勢を、生徒に関わるすべての大人が共有するよう努める。
- (3) いじめは全ての生徒に関係する問題であり、いじめが許されない行為であることについて、あらゆる教育活動をとおして生徒が十分に理解できるように努める。
- (4) いじめの問題の克服は、学校だけで完結せず、家庭・地域・関係機関等が一体となっていじめ防止等に取り組む。

2 学校及び学校の教職員の責務

学校及び学校の教職員は、1の基本理念にのっとり、当該学校に在籍する生徒の保護者、地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及びいじめの早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。（いじめ防止対策推進法第八条から）

3 いじめ防止対策の体制整備

いじめの防止及び早期発見、早期対応に係る校内組織を編成し、チームとして組織的な対応の実現を図る。

組 織 名	構 成 員
いじめ防止対策委員会 (生徒指導委員会・企画予算委員会)	◎生徒指導委員会：校長、副校長、教頭、生徒指導主事 学年生徒指導、保健主事、特支 Co、S C ◎企 画 委 員 会：校長、副校長、教頭、教務主任 生徒指導主事、各学年主任、研修主任 進路指導主事、主査、保健主事、特支 Co
いじめ防止対策委員会の役割	
(1) 校長のリーダーシップの下、全教職員がいじめ防止のために、連携・協力・相談できるように体制整備を行う。 (2) いじめ防止対策推進に関する研修や情報交換等、教職員の資質向上に必要な措置を講ずる。 (3) 必要に応じてスクールカウンセラー(S C)やスクールソーシャルワーカー(S S W)、弁護士、医師、スクールサポーター等、専門的知識を有する者からの助言等を効果的に活用する。 (4) いじめの事実が隠蔽されず、実態把握に対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について、適切に評価を行う。 (5) 毎週金曜日の生徒指導委員会で、いじめ防止に関する情報交換を行う。 (6) 道徳・学活の時間を中心に、教育活動全体をとおして、生徒のいじめ防止に関する理解といじめを絶対に許さない風土の醸成を図る。	

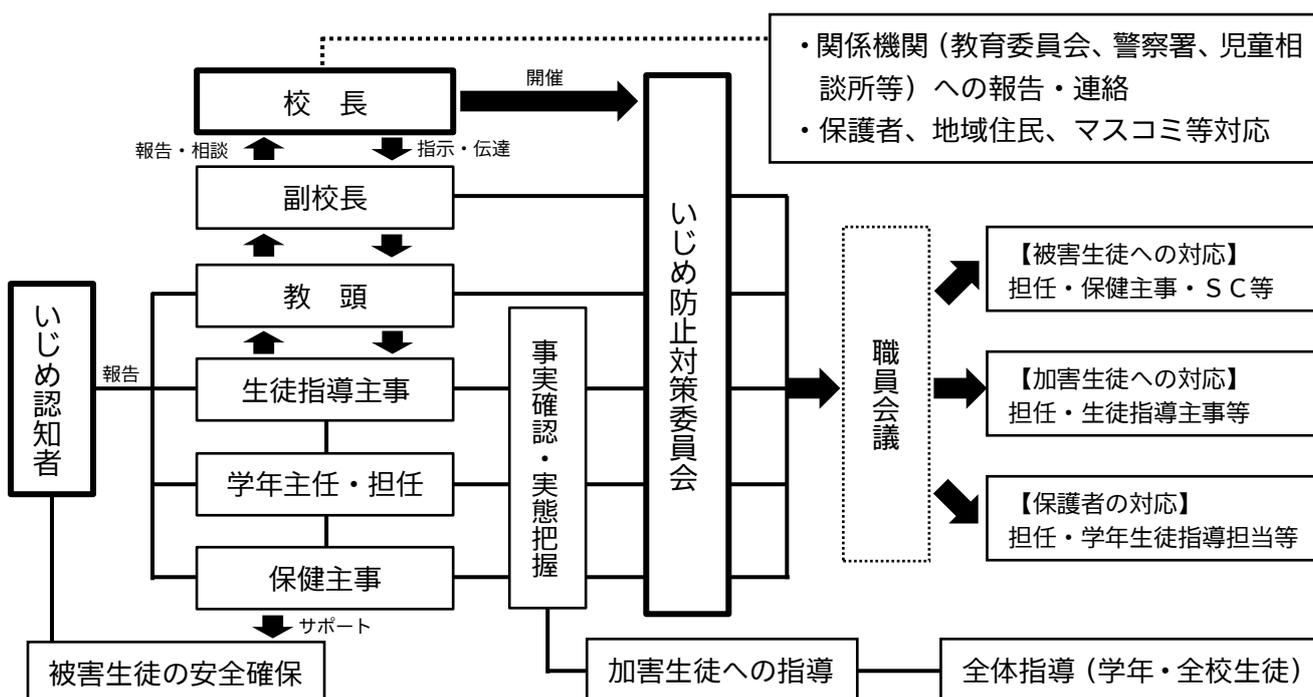


4 いじめ防止対策計画

	月	未然防止・早期発見	いじめ防止対策委員会	地域・家庭等との連携	関係機関等
1学期	4	○SCの活用や各種相談窓口の周知 ○学級組織編成 ○生徒理解研修会(全職員)	○いじめ防止基本方針の内容確認 ○いじめ防止対策委員会①	○学校HPにおいていじめ防止基本方針を公開し、周知と共通理解	○SCによる生徒及び保護者希望面談の実施
	5	○情報モラル講習会 ○道徳(思いやり)授業			
	6	○中体連後の生活状況把握 ○第1回学校生活アンケート			
	7	○学年集会	○いじめ防止対策委員会②	○学校運営協議会①	
2学期	8	○SOSの出し方に関する授業	○いじめに関する校内研修		
	9	○いじめ防止ポスター、標語づくり ○道徳(人間愛)授業			
	10	○定期教育相談(三者相談)		○学校運営協議会②	
	11	○定期教育相談(三者相談) ○第2回学校生活アンケート	○いじめ防止対策委員会③		
	12	○学年集会			
3学期	1				
	2	○道徳(生命の尊重)授業 ○第3回学校生活アンケート		○学校運営協議会③	
	3	○学年集会 ○年間計画の見直しと改善	○いじめ防止対策委員会④ ○いじめ防止基本方針見直し		

※ 生徒指導委員会は月に3回、生徒サポート委員会は月1回、金曜日4校時に開催(通年)

5 いじめ認知時の連絡体制



6 いじめに対する措置

発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織を編成し、チームで被害生徒を守り通すとともに毅然とした態度で加害生徒への指導を行う。また、教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力、関係機関・専門機関と連携して対応にあたる。

「いじめ」に関する主な内容	具体的な対応策
①いじめ行為の発見・通報	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒や保護者の訴えに真摯に傾聴し、生徒の安全を確保する ○いじめ「防止対策委員会」への情報共有と、関係生徒の事情聴取及び担任・学年会等で速やかに情報交換する ○事実確認結果を校長が市教育委員会へ報告するとともに、被害・加害保護者へ説明する
②いじめを受けた生徒・保護者への対応 (個人情報の取扱い・プライバシーに留意)	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒への事実関係の聴取<担任、学年生徒指導> ○家庭訪問の実施、保護者へ事実関係を説明する ○いじめられた生徒に寄り添える体制をつくる ○外部専門家への協力を依頼する
③いじめを行った生徒・保護者への対応 (個人情報の取扱い・プライバシーに留意)	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒への事実関係の聴取<担任、学年生徒指導> ○いじめが認められた場合、複数教員で組織的に対応する ○いじめを止めさせ再発防止措置をとる ○事実関係確認後、保護者の理解や納得を得て協力を求め、保護者への継続的な助言を行う ○いじめの背景に考慮し、当該生徒の人格形成を図る ○当該生徒を一定の配慮の下、特別指導計画での指導の実施
④いじめが起きた集団への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○学級全体での話し合いや教師の説諭等によるいじめの抑止やいじめを根絶する態度を育成する ○加害、被害の両生徒と他生徒との関連でよりよい集団や人間関係をつくり上げる活動を展開する
⑤ネット上のいじめへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ネット上の不適切な書き込みには即座に管理者、プロバイダ等に削除を求める措置をとる ○削除されない場合は、警察署や法務局に相談し適切な援助を求める ○ネット使用における保護者への情報モラルの啓発を図る

※重大事態への対応については、次ページ「8 重大事態への対処」参照

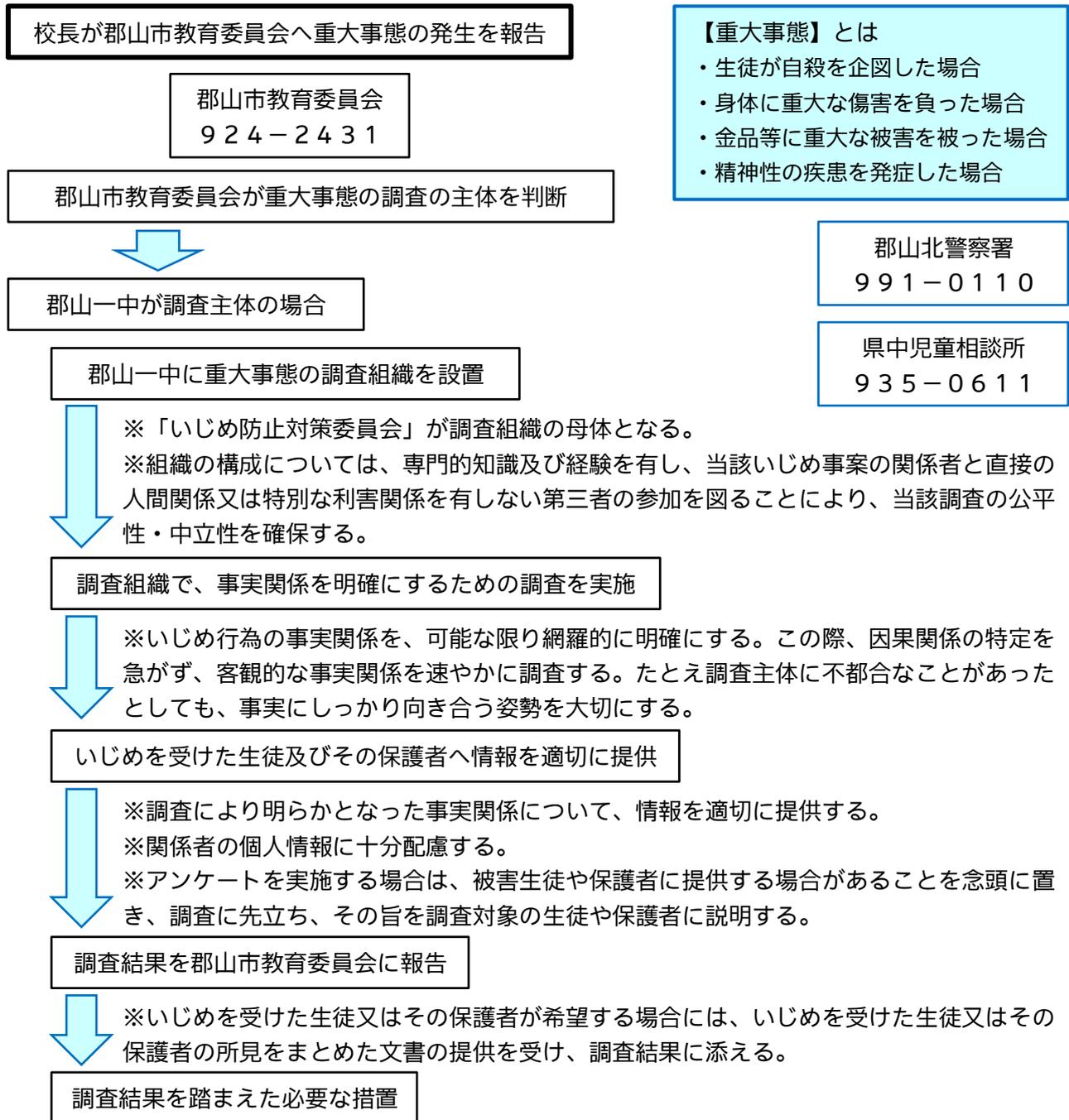
7 いじめ防止に対する啓発・教育

- (1) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- (2) いじめの防止に資する活動であって、生徒が自主的に行うものへの支援、生徒及び保護者、教職員に対する、いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発等を行う。
- (3) インターネットを通じて行われるいじめ防止のため、必要な啓発活動を行う。

8 重大事態への対処

いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、また、いじめにより生徒が相当の期間（3日間以上）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき、重大事態として以下のような対処を講ずる。

- (1) 重大事態に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、学校内又は教育委員会に組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- (2) 重大事態に関する調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた生徒及び保護者に事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。
- (3) 重大事態が発生した場合には、教育委員会を通じて、当該重大事態が発生した旨を市長に報告する。



【重大事態】とは

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

郡山北警察署

9 9 1 - 0 1 1 0

県中児童相談所

9 3 5 - 0 6 1 1

※再発防止に向けた取組を検討し、実施する。

※再発防止に向けた取組を検証する。